

株 主 各 位

証券コード 4173
2021年5月12日

東京都千代田区神田小川町
三丁目26-8-2F
株式会社WACUL
代表取締役社長 大淵 亮 平

第11回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第11回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、本株主総会につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、適切な感染防止策を実施のうえ、開催いたします。株主総会にご出席される株主様は、ご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防にご協力いただきご来場くださいますようお願い申し上げます（当日は会場入口付近で検温をさせていただき、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方は、入場をお断りし、お帰りいただく場合がございます。）。

また、当日ご出席されない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年5月27日（木曜日）午後7時までにご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

- | | | |
|---------|---|---|
| 1. 日 | 時 | 2021年5月28日（金曜日）午前10時 |
| 2. 場 | 所 | 東京都千代田区神田淡路町二丁目9番地
お茶の水 ホテルジュラク コンベンションホール「孔雀」
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。） |
| 3. 目的事項 | | |
| 報告事項 | | 第11期（2020年3月1日から2021年2月28日まで）事業報告及び計算書類報告の件 |
| 決議事項 | | |
| 第1号議案 | | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件 |
| 第2号議案 | | 監査等委員である取締役3名選任の件 |

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://wacul.co.jp/>）に掲載させていただきます。

また、株主総会の運営に変更が生じた場合には、当社ウェブサイト（同上）に掲載いたしますので、ご出席の際にはご確認くださいようお願い申し上げます。

(提供書面)

## 事業報告

(2020年3月1日から  
2021年2月28日まで)

### 1. 会社の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルスの感染拡大の懸念が台頭するなか、対面によるマーケティング及びセールスの活動が制約され、多くの企業が新しい社会への対応を迫られています。当社ではその変化に各企業が対応できるよう、マーケティング及びセールスのDX（デジタルトランスフォーメーション）の実現の支援を進めております。

当社では、企業のDXの実現性を高めるために、「AIアナリスト」や「AIアナリストSEO」「AIアナリストAD」などを含む「AIアナリスト・シリーズ」を組み合わせ、顧客にワンストップで課題解決のためのソリューションを展開してまいりました。また、DX実現に向けて情報を求める企業に向けて、DX実現の手法に関する調査・提言等を書籍の出版や大手メディアへの寄稿、自社主催の大型オンラインイベントなど多面的に発信するなど、積極的な営業・マーケティング活動を行いました。

また、「DXコンサルティング」は、コロナ禍により、DXに本格的に取り組みたいという企業に対して戦略立案フェーズから支援を行う案件が増加しました。

当事業年度には、(a)DXプラットフォーム機能の追加・強化(b)バリューチェーンの拡張(c)パートナー連携を通じた、ケイパビリティ獲得によるサービス強化を継続的行ってまいりました。

(a)DXプラットフォーム機能の追加・強化のため、「AIアナリスト」をPDCA全体を支援するマーケティングDXプラットフォームとして、2020年2月に大幅なアップデートを行いました。具体的には、これまでのコア機能であった改善提案に加え、施策管理や施策の効果検証の追加、レポート機能の強化を行っております。これにより、顧客のデジタルマーケティングの業務フローに寄り添うプロダクトへと「AIアナリスト」は進化しております。

(b)バリューチェーンの拡張のため、当社プロダクト「AIアナリスト」のもつWebサイト内のデータに加え、その前段階となる集客領域であるWeb広告データの保有・分析を強化しております。そのひとつとして「AIアナリスト」は、Googleの検索連動型広告等の出稿が行える

「Google広告」やGoogle、Yahoo!JAPAN、Facebook等のWeb広告媒体向けの出稿を横断的に管理できるツール「Shirofuno」との連携を開始しました。また、「AIアナリスト」による提案の改善施策の質向上のために、これまでユーザーもしくは当社カスタマーサクセスチームが行っていた類似ページのグルーピングをAIが自動で行う機能の開発・実装を行いました。これにより、提案の質の向上だけでなく、プロダクトの自動化領域が広がったことで分析工数のさらなる削減が実現しました。

(c) パートナー連携としては、「Go To トラベル事業」により一層DXの推進の必要性が高まった観光業向けに、ポストコロナと観光業におけるDXを見据え、株式会社JTBCコミュニケーションデザインと当社の共同開発で、「AIアナリスト」の分析内容などを観光業に特化したものに変更した「AIアナリスト for ツーリズム」の提供を開始しました。

この結果、当事業年度の経営成績は、売上高712,016千円（前期比46.5%増）、営業利益71,697千円（前期は140,979千円の営業損失）、経常利益56,861千円（前期は141,715千円の経常損失）、当期純利益83,657千円（前期は142,004千円の当期純損失）となりました。

当事業のKPIである登録サイト数、1顧客から得る売上高である1社当たり理論LTV（顧客生涯価値、1社当たりの12ヶ月平均初期売上＋1社当たり平均リカーリングレベニュー/社数ベースの12ヶ月平均解約率）、売上総利益率は以下のように推移しております。

登録サイト数は、当事業年度において34,623サイト（前期比10.0%増）となっております。これは、上述の書籍の出版や大手メディアへの寄稿、自社主催の大型オンラインイベントなど多面的に発信するなど、積極的な営業・マーケティング活動を行ったことが主な要因として増加しました。

LTV（顧客生涯価値）は、当事業年度において3,445千円（前期比38.9%増）となっております。これは、クロスセルへの取組み強化と解約率の低減が主要因として増加しました。クロスセルは主に「AIアナリストAD」、「AIアナリストSEO」の利用を既存顧客に積極的に働きかける営業活動を行う等の取組みを行った結果増加しております。解約率は、DXプラットフォームとしてのアップデートとクロスセル率の向上により、顧客の業務プロセスにより貢献・定着することができた結果低減しております。

売上総利益率は、当事業年度において86.4%（前期比2.0パーセントポイント減）となっております。これは主に「AIアナリストAD」「AIアナリストSEO」の売上が拡大したことにより売上総利益率が低下した一方、売上総利益率の高い「AIアナリスト」の売上が堅調に推移したため、売上総利益率は前期と同様の水準を維持しております。

② 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました当社の設備投資の総額は74,425千円で、その主なものは、AIアナリストのサービスに係るソフトウェアの計上であります。

③ 資金調達の状況

2021年2月19日をもって東京証券取引所マザーズ市場に上場し、公募による募集株式発行により、総額96,600千円の資金調達を行いました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

| 区 分                                                    | 第 8 期<br>(2018年2月期) | 第 9 期<br>(2019年2月期) | 第 10 期<br>(2020年2月期) | 第 11 期<br>(当事業年度)<br>(2021年2月期) |
|--------------------------------------------------------|---------------------|---------------------|----------------------|---------------------------------|
| 売 上 高(千円)                                              | 254,703             | 370,952             | 485,984              | 712,016                         |
| 経 常 利 益 又 は<br>経 常 損 失 (△)(千円)                         | △215,360            | △67,456             | △141,715             | 56,861                          |
| 当 期 純 利 益 又 は<br>当 期 純 損 失 (△)(千円)                     | △216,117            | △69,746             | △142,004             | 83,657                          |
| 1 株 当 たり 当 期 純 利 益<br>又 は 1 株 当 たり 当 期 純<br>損 失 (△)(円) | △34.97              | △11.01              | △20.91               | 12.31                           |
| 総 資 産 (千円)                                             | 95,927              | 536,197             | 504,512              | 711,178                         |
| 純 資 産 (千円)                                             | 26,641              | 426,095             | 286,290              | 466,547                         |
| 1 株 当 たり 純 資 産 (円)                                     | 4.31                | 62.73               | 41.83                | 67.37                           |

- (注) 1. 記載金額は、千円未満を切捨て、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失及び1株当たり純資産は、小数点第2位未満を四捨五入して表示しております。
2. 当社は、2019年3月29日付で株式1株につき100株の株式分割及び2020年10月31日付で普通株式1株につき30株の株式分割を行っておりますが、第8期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失及び1株当たり純資産を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

#### (4) 対処すべき課題

##### ① 新規事業の立ち上げ・新規機能の開発

当社が提供する既存サービスは継続的な取引を行う顧客基盤を確立しており、安定的な月額利用料収益を得ております。

近年のAIやデータアナリティクス、SaaSに対する関心の高まりに象徴されるように、当社の提供するサービスが属する各市場は今後ますます市場成長が見込まれており、市場のニーズにあった機能及びサービスをいち早く投入し、新規事業を立ち上げ続けることが重要な課題と認識しております。

特に「AIアナリスト」をプラットフォームとしたストック型の収益を安定的に獲得することができるサービスの開発を継続的に行い、さらなるステップアップを視野に入れた事業の収益性向上を目指してまいります。

当社は、大企業を中心にDXコンサルティングのサービス提供や、アカデミア及びビジネスの先端をいく人材を顧問とする社内研究所である「WACUL テクノロジー&マーケティングラボ」を通じて、PoC（Proof of Concept：新規アイディアの検証・実証）を積極的に行い、そこで得られた知見をソリューションに落とし込む形で新規事業の立ち上げ及び「AIアナリスト」の新規機能開発をより一層推進し、社会に普及させていきます。

##### ② 優秀な人材の確保

当社は専門性の高い優秀な人材の確保及び在籍する人員の育成に注力し、少人数での効率的な事業運営を意識しつつ、事業規模に応じた組織体制の整備を進めてまいりました。

今後のDX市場の拡大に伴う事業拡大及び収益基盤の強化を図るにあたり、引き続き優秀な人材を確保・育成することは当社の事業展開を図る上で重要と認識しておりますが、優秀な能力を持つ人材獲得は、他社とも競合し、安定した人材確保が容易ではない状況が今後も継続すると考えております。これまで同様、効率的な事業運営を意識しつつ、事業規模に応じた優秀な人材の組織体制の整備を進めることが課題であると認識しております。

開発部門においては、サービスの利便性及び機能の向上並びに新規サービス開発のため、優秀なエンジニアの継続的な採用を継続的に行ってまいります。また、営業・マーケティング部門においては、収益基盤の強化と合わせて適時に採用を行ってまいります。

##### ③ 認知度の向上

当社は、これまで広告宣伝活動に頼らず、当社が持つWebマーケティング技術及び提供サービスの機能優位性に拠る形での顧客の獲得を図ってまいりました。その結果として、現在、幅

広い業種の企業に当社サービスを導入頂き、継続的な取引による顧客基盤の構築を実現することができていると考えております。

しかしながら、事業のさらなる拡大を図るにあたり、当社ブランド及びサービスのより一層の確立が重要となるため、広告宣伝及びプロモーション活動による認知度の向上が重要な課題であると認識しております。

④ 開発体制の強化

当社のサービスは高度な処理能力などが求められるため、専門性の高い優秀な開発部門の人材の確保及び育成をすることで、サービスの品質向上に取り組んでまいりました。

しかしながら先進的な技術開発力を継続して持ち続けることは容易ではなく、継続的な人材の確保及び開発プロセスの改善、社内におけるノウハウの共有や教育訓練等が重要な課題と認識しております。

⑤ ビッグデータの蓄積・解析体制の強化

当社のサービスに連携された顧客のGoogleアナリティクスのデータは日々データベースに蓄積され、それらを解析することで顧客へ高品質なサービスを提供しております。

顧客へさらなる付加価値及び新たなサービスを提供するためには、それらのビッグデータに基づき、AI技術を駆使したより高度なデータ活用を行っていくことが重要な課題と認識しております。

引き続き、有識者と顧問契約を締結し、適宜情報交換を行うことでビッグデータの蓄積・解析体制の強化に努めてまいります。

⑥ 事業上のパートナー企業との提携の強化

当社は、提供サービス「AIアナリスト」を自社の販売部門から直販することで顧客基盤を構築してまいりました。

今後「AIアナリスト」及びその周辺サービスをさらに拡販・成長するためには、事業パートナーとの提携の強化が重要な課題と認識しております。具体的には、当社がまだリーチできていない顧客層をすでに保有している販売パートナーや、「AIアナリスト」の機能で提案されるサイトの改善提案を元に実装・実行等を行うソリューションやサービスを持つパートナーとの提携強化に努めてまいります。

(5) 主要な事業内容（2021年2月28日現在）

| 事業区分                | 事業内容                                                                                                              |
|---------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| プロダクト事業             |                                                                                                                   |
| A I ア ナ リ ス ト       | Webサイトのアクセス解析データ等をクラウド上で連携するだけでレポートの作成、データ分析結果からの改善提案、実施した改善施策の記録と成果の測定などが可能となる、デジタルマーケティングのPDCAをサポートするプラットフォーム   |
| A I ア ナ リ ス ト S E O | 「AIアナリスト」の改善提案を考慮するなど、一部「AIアナリスト」の持つ機能を活用しながら“コンバージョン(注)=購買・商談機会の獲得”を意識したコンテンツをサイト運営者に代わって制作する、コンテンツマーケティング支援サービス |
| A I ア ナ リ ス ト A D   | 広告枠の買い付けなどのWeb広告業務の一部をシステム化し、Web広告の運用を代行するサービス                                                                    |
| インキュベーション事業         |                                                                                                                   |
| D X コ ン サ ル テ ィ ン グ | 最先端のデータ分析に基づいたデジタルマーケティングを推進する企業に対するコンサルティングのサービス                                                                 |

(注) Webサイトにおける最終的な成果・目的のことを指し、主なものとして、商品の購入・予約、会員登録、資料請求、お問い合わせなどがあります。

(6) 主要な営業所及び工場（2021年2月28日現在）

|     |         |
|-----|---------|
| 本 社 | 東京都千代田区 |
|-----|---------|

(7) 従業員の状況（2021年2月28日現在）

| 従業員数      | 前事業年度末比増減 |
|-----------|-----------|
| 51 (19) 名 | 4名増 (9名減) |

(注) 従業員数は就業人員（正社員及び契約社員）であり、臨時雇用者数（パートタイマー）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（2021年2月28日現在）

| 借入先                     | 借入額      |
|-------------------------|----------|
| 株 式 会 社 日 本 政 策 金 融 公 庫 | 85,600千円 |
| 株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫 | 13,450千円 |

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 株式の状況（2021年2月28日現在）

- (1) 発行可能株式総数 27,168,000株
- (2) 発行済株式の総数 6,892,000株
- (3) 株主数 3,255名
- (4) 大株主

| 株 主 名               | 持 株 数      | 持 株 比 率 |
|---------------------|------------|---------|
| ジャフコSV4共有投資事業有限責任組合 | 2,085,000株 | 30.25%  |
| 大 淵 亮 平             | 1,021,200株 | 14.81%  |
| 垣 内 勇 威             | 826,200株   | 11.98%  |
| 株 式 会 社 リ コ ー       | 330,000株   | 4.78%   |
| 梅 田 裕 真             | 270,000株   | 3.91%   |
| 鈴 木 達 哉             | 270,000株   | 3.91%   |
| 竹 本 祐 也             | 231,000株   | 3.35%   |
| 中 島 克 彦             | 180,000株   | 2.61%   |
| 株 式 会 社 マ イ ナ ビ     | 156,000株   | 2.26%   |
| 若 林 龍 成             | 120,000株   | 1.74%   |

- (注) 1. 当社は、自己株式を所有しておりません。
2. 当社は、2020年10月31日付で普通株式1株につき30株の割合で株式分割を行っております。
3. 2021年2月18日を払込期日とする公募増資による新株式発行により、発行済株式の総数は100,000株増加しております。
4. 2021年3月23日を払込期日とするオーバーアロットメントによる売出しに関連して行う第三者割当増資による新株式発行により、発行済株式の総数は104,700株増加しております。

3. 新株予約権等の状況

- (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

|                                             |                                         | 第 2 回 新 株 予 約 権             |                           |
|---------------------------------------------|-----------------------------------------|-----------------------------|---------------------------|
| 発 行 決 議 日                                   |                                         | 2019年5月28日                  |                           |
| 新 株 予 約 権 の 数                               |                                         | 19,600個                     |                           |
| 新 株 予 約 権 の 目 的 と な る 株 式 の 種 類 と 数         |                                         | 普通株式<br>(新株予約権 1 個につき       | 588,000株<br>30株)          |
| 新 株 予 約 権 の 払 込 金 額                         |                                         | 新株予約権 1 個につき110円            |                           |
| 新 株 予 約 権 の 行 使 に 際 し て 出 資 さ れ る 財 産 の 価 額 |                                         | 新株予約権 1 個当たり<br>(1 株当たり)    | 5,490円<br>183円)           |
| 権 利 行 使 期 間                                 |                                         | 2019年9月1日から<br>2029年8月31日まで |                           |
| 行 使 の 条 件                                   |                                         | (注) 2                       |                           |
| 役 員 の<br>保 有 状 況                            | 取 締 役<br>(監査等委員及び社外<br>取 締 役 を 除 く)     | 新株予約権の数<br>目的となる株式数<br>保有者数 | 19,600個<br>588,000株<br>4名 |
|                                             | 取 締 役<br>( 監 査 等 委 員 )<br>(社外取締役を除く)    | 新株予約権の数<br>目的となる株式数<br>保有者数 | 0個<br>0株<br>0名            |
|                                             | 取 締 役<br>( 監 査 等 委 員 )<br>( 社 外 取 締 役 ) | 新株予約権の数<br>目的となる株式数<br>保有者数 | 0個<br>0株<br>0名            |

- (注) 1. 2020年10月31日付で行った普通株式 1 株を30株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。
2. 新株予約権の行使の条件
- ①本新株予約権者は、本新株予約権の割当日から行使期間の満了日までにおいて次に掲げる各事由が生じた場合には、残存するすべての本新株予約権を行使することができない。
- (a) 上記において定められた行使価額を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われた場合（払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」、株主割当てによる場合その他普通株式の株式価値とは異なると認められる価格で行われる場合を除く。）。

- (b) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、上記において定められた行使価額を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき（但し、当該取引時点における株式価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）。
- (c) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、上場日以降、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、上記において定められた行使価額を下回る価格となったとき。
- (d) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、第三者評価機関等によりDCF法並びに類似会社比較法等の方法により評価された株式評価額が上記において定められた行使価額を下回ったとき（但し、株式評価額が一定の幅をもって示された場合、当社は第三者評価機関等と協議の上本項への該当を判断するものとする。）。
- ②本新株予約権者は、本新株予約権の行使時において、当社又は当社関係会社の取締役、監査役、又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ③本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ④本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑤本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。
- ⑥本新株予約権者は、当社株式が上場市場に上場したのち、本新株予約権を行使することができる。
- (2) **当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況**  
該当事項はありません。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役の状況（2021年2月28日現在）

| 会社における地位           | 氏 名     | 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況                                           |
|--------------------|---------|-------------------------------------------------------------------|
| 代 表 取 締 役 社 長      | 大 淵 亮 平 |                                                                   |
| 取 締 役              | 垣 内 勇 威 | インキュベーション本部担当（本部長兼任）                                              |
| 取 締 役              | 竹 本 祐 也 | コーポレート本部担当（本部長兼任）                                                 |
| 取 締 役              | 井 口 善 文 | ビジネス本部担当（本部長兼任）<br>LODESTAR合同会社 代表社員                              |
| 取 締 役<br>（常勤監査等委員） | 吉 村 貞 彦 | 学校法人青山学院大学大学院 会計プロフェッション研究科 客員教授<br>株式会社ミンカブ・ジ・インフォノイド 取締役（監査等委員） |
| 取 締 役<br>（監査等委員）   | 梅 本 大 祐 | ブレークモア法律事務所 弁護士                                                   |
| 取 締 役<br>（監査等委員）   | 井 出 彰   | 井出公認会計士事務所 代表<br>プレミアアンチエイジング株式会社 監査役<br>AIコーポレートアドバイザー株式会社 代表取締役 |

- (注) 1. 監査等委員である取締役吉村貞彦氏、梅本大祐氏及び井出彰氏は、社外取締役であります。
2. 監査等委員である取締役吉村貞彦氏及び井出彰氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・監査等委員である取締役吉村貞彦氏は、公認会計士、上場企業の監査役・監査等委員及び監査法人における経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
  - ・監査等委員である取締役井出彰氏は、現職の公認会計士であるとともに監査法人における経験も有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 監査等委員である取締役梅本大祐氏は、現職の弁護士であり、企業法務及び会社法等に関する相当程度の知見を有しております。
4. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するため、吉村貞彦氏を常勤の監査等委員として選定しております。
5. 当事業年度中に退任した取締役の氏名、退任時の会社における地位、並びに退任時の担当及び重要な兼職の状況は、次のとおりです。

| 退任日         | 退任時の<br>会社における地位 | 氏 名     | 退任時の<br>担当及び重要な兼職の状況                             |
|-------------|------------------|---------|--------------------------------------------------|
| 2020年10月23日 | 取 締 役            | 坂 祐 太 郎 | ジャフコグループ株式会<br>社 従業員<br>株式会社GIFMAGAZINE<br>社外取締役 |

6. 当社は、社外取締役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
7. 監査等委員である取締役吉村貞彦氏は、2021年3月31日付で、学校法人青山学院大学大学院 会計プロフェッション研究科 客員教授を退任しております。
8. 監査等委員である取締役梅本大祐氏は、2021年3月23日付で、コーニングジャパン株式会社 監査役及びコーニングインターナショナル株式会社 監査役に就任しております。

招集ご通知

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、吉村貞彦氏、梅本大祐氏及び井出彰氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

事業報告

(3) 役員等賠償責任保険契約の概要

当社は、優秀な人材の確保、職務の執行における萎縮の防止のため、役員等賠償責任保険契約を締結しております。その契約の概要は、以下のとおりです。

① 被保険者の範囲

当社取締役（監査等委員を含む。）及び管理職従業員

② 保険契約の内容の概要

1) 被保険者の実質的な保険等負担割合

保険料は特約部分も含め会社負担としており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

2) 填補の対象となる保険事故の概要

特約部分も合わせ、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害について填補することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等、一定の免責事由が設けられています。

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

(4) 取締役の報酬等

① 当事業年度に係る報酬等の総額

| 区 分                              | 員 数       | 報 酬 等 の 額            |
|----------------------------------|-----------|----------------------|
| 取締役（監査等委員であるものを除く。）<br>（うち社外取締役） | 4名<br>(0) | 48,000千円<br>(0)      |
| 監査等委員である取締役<br>（うち社外取締役）         | 3名<br>(3) | 10,800千円<br>(10,800) |
| 合 計<br>（うち社外役員）                  | 7名<br>(3) | 58,800千円<br>(10,800) |

- (注) 1. 当事業年度に当社役員に就任しておりました取締役（監査等委員であるものを除く。）5名のうち、1名については無報酬であり、上記の員数には含めておりません。
2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬限度額は、2019年5月28日開催の第9回定時株主総会において、年額200百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
4. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2019年5月28日開催の第9回定時株主総会において、年額50百万円以内と決議いただいております。

② 当事業年度に支払った役員退職慰労金  
該当事項はありません。

③ 社外役員が親会社等又は親会社等の子会社等から受けた役員報酬等の総額  
該当事項はありません。

(5) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・ 監査等委員である取締役吉村貞彦氏は、学校法人青山学院大学大学院会計プロフェッション研究科の客員教授及び株式会社ミンカブ・ジ・インフォノイドの取締役（監査等委員）であります。当社と各兼職先との間には、特別の関係はありません。
  - ・ 監査等委員である取締役梅本大祐氏は、ブレイクモア法律事務所の弁護士であります。当社と兼職先との間には、特別の関係はありません。
  - ・ 監査等委員である取締役井出彰氏は、井出公認会計士事務所の代表、プレミアアンチエイジング株式会社の監査役及びAIコーポレートアドバイザリー株式会社の代表取締役であります。当社と各兼職先との間には、特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

|                        | 出席状況及び発言状況                                                                                                                                           |
|------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役<br>(常勤監査等委員) 吉村 貞彦 | 当事業年度に開催された取締役会19回のすべてに出席しております。出席した取締役会においては、主に公認会計士・監査法人における豊富な経験を通じて培った専門的知見からの発言を適宜行っております。<br>また、当事業年度に開催された監査等委員会13回のすべてに出席し、審議に必要な発言を行っております。 |
| 取締役<br>(監査等委員) 梅本 大祐   | 当事業年度に開催された取締役会19回のすべてに出席しております。出席した取締役会においては、主に弁護士として豊富な経験を通じて培った専門的知見からの発言を適宜行っております。<br>また、当事業年度に開催された監査等委員会13回のすべてに出席し、審議に必要な発言を行っております。         |
| 取締役<br>(監査等委員) 井出 彰    | 当事業年度に開催された取締役会19回のすべてに出席しております。出席した取締役会においては、主に公認会計士・監査法人における豊富な経験を通じて培った専門的知見からの発言を適宜行っております。<br>また、当事業年度に開催された監査等委員会13回のすべてに出席し、審議に必要な発言を行っております。 |

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

|                                | 報 酬 等 の 額 |
|--------------------------------|-----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額            | 26百万円     |
| 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 28百万円     |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

当社は、有限責任監査法人トーマツに対して、公認会計士法第2条第1項以外の業務であるコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、以下のとおりであります。

- ① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - 1) 当社は、企業活動の根本に法令遵守を位置付け、取締役は法令遵守体制の充実や社内教育・啓発に努める。
  - 2) 定期的開催する取締役会にて、各取締役は重要な職務執行の状況を報告し、他取締役の職務執行を相互に監視・監督する。
  - 3) 内部監査人は定期的な内部監査により、法令及び定款並びに社内諸規程の遵守その他適切な職務執行を確認し、代表取締役社長及び監査等委員会に報告する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - 1) 文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を適切に保存・管理する。
  - 2) 取締役は、常時これらの文書等を検索・閲覧できるものとする。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - 1) リスクについては、各部門において洗い出し、重要度、緊急度及び頻度等を検討した上で予防策を敷く。
  - 2) リスクが顕在化した際は迅速かつ組織的な対応を行い、損害を最小限に抑える体制を構築・整備する。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - 1) 取締役会を原則毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、重要事項の決定を行うとともに、取締役の職務執行を監視・監督する。
  - 2) 中期経営計画及び年度予算を策定し、目標を明確にして計数管理を行うとともに、その計画に基づいて職務執行の状況を監視・監督する。
  - 3) 職務執行については、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程及びその他諸規程に基づき、業務分担及び職務権限等を明確にして業務の効率性を高める。
- ⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - 1) 当社は、法令遵守はもとより、高い倫理観を持ち誠実な企業活動を行うものとする。

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

- 2) 使用人に対して、当社の一員として必要な知識の習得と、法令遵守に関する啓発を適宜実施し、浸透・徹底を図る。
- 3) 内部監査人は、各部門の職務執行の法令及び定款並びに社内諸規程への適合を確認し、代表取締役社長及び監査等委員会に報告する。
- ⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項  
監査等委員会が求めた場合は、その職務を補助する使用人を置くものとする。
- ⑦ 前号の取締役及び使用人の取締役（当該取締役及び監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項  
前号の取締役及び使用人の人事評価及び人事異動については、監査等委員会の同意を得るものとする。
- ⑧ 前号の取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項  
前号の取締役及び使用人に関して、監査等委員会の指揮命令に従う旨を取締役及び使用人に周知徹底する。
- ⑨ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制
- 1) 監査等委員は、重要な意思決定の過程及び職務執行の状況を把握するため、取締役会のほか重要な会議に出席し、報告を受けることができる。
- 2) 取締役及び使用人は、監査等委員会の要請に応じて、職務執行の状況その他必要な報告及び情報提供を行う。
- 3) 監査等委員会は、契約書及び決裁書類その他重要な書類を随時閲覧・確認できる。
- 4) 内部監査人は、監査等委員会に対して、内部監査の結果等について報告を行う。
- ⑩ 監査等委員会に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制  
監査等委員会に報告した者を、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いをすることを禁止し、その旨を周知徹底する。

- ⑪ 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項  
監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理については、監査等委員の請求等に従い円滑に行うことが可能な体制とする。
- ⑫ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制  
1) 監査等委員は、取締役会のほか、必要に応じて重要な会議に出席できることとする。  
2) 監査等委員会は、代表取締役社長と四半期に1度の定期的な打合せ及び意見交換を行うほか、必要に応じて取締役及び使用人にヒアリングを実施する。  
3) 監査等委員会は、内部監査人及び会計監査人と四半期に1度の定期的な打合せを行い、相互連携を図るほか、必要に応じて報告を求める。  
4) 監査等委員会が必要と認める場合には、弁護士や公認会計士等の外部の専門家を活用できる。
- ⑬ 財務報告の信頼性を確保するための体制  
「内部統制システム」に関する基本方針及び関連規程に基づき、財務報告に係る内部統制の整備及び運用を行う。
- ⑭ 反社会的勢力の排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況  
1) 当社は、反社会的勢力とは一切の関係を遮断し、不当要求は断固拒絶することを基本的な考えとする。  
2) 取引先等につき、反社会的勢力との関係の有無を確認するとともに、外部関係機関等からの情報収集に努める。  
3) 反社会的勢力への対応に備え、平素から警察、弁護士等の外部の専門機関との協力・連携体制を構築する。

(2) **業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要**

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 重要な会議の開催状況

当事業年度において、取締役会を19回開催し、各議案についての十分な審議や取締役の業務執行状況についての報告が行われ、活発な意見交換がなされております。

② 監査等委員監査の実施状況

内部監査と連携して監査等委員監査を実施しております。取締役会への出席や重要な書類等の閲覧調査を定期的に実施しております。

③ 財務報告に係る信頼性の確保に対する取組み

内部統制システムに関する基本方針及び社内規程に基づき、決算数字の確定から開示までの作成プロセス、及び開示プロセスを適正に実施しております。

④ 反社会的勢力の排除に向けた具体的な取組み状況

反社会的勢力への対応に係る社内規程の制定及び改定の際には、執行役員会への報告の上で、執行役員による各部門内での周知等を行うこととしております。また、社内にてコンプライアンスに関連する研修・社内周知等を実施する際には、必要に応じて、反社会的勢力への対応に係る事項の周知・説明を盛り込んでおります。

管理部門においては、暴力団追放運動推進都民センター等の外部機関からの情報収集を行うほか、必要に応じて顧問弁護士等と協議・相談を行う体制を整えております。

取引の実施に際しては、「日経テレコン21」等の外部ツールを利用して新規取引先の事前チェック及び既存取引先の継続的なチェックを行うとともに、取引先と締結する契約書等においては、取引先が反社会的勢力であることが判明した場合に契約解除する旨の条項（いわゆる暴排条項）を設けております。

**7. 会社の支配に関する基本方針**

当社では、会社の財務及び事業の方針を決定する支配する者の在り方に関する基本方針については、特に定めておりません。

8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題の一つと考え、事業の成長、資本効率の改善等による中長期的な株式価値の向上と、経営体質強化のために必要な内部留保の確保とを総合的に勘案した上で、株主の皆様に適正な利益配分を行うことを基本方針としております。

当期につきましては、当期純利益を計上いたしましたが、利益剰余金の状況を勘案し、誠に遺憾ではございますが、期末配当を無配とさせていただきます。

早期の配当の実施を目指し、全社員一同業績の向上に一層努める所存です。

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

## 貸 借 対 照 表

(2021年2月28日現在)

(単位：千円)

| 科 目                    | 金 額            | 科 目                       | 金 額            |
|------------------------|----------------|---------------------------|----------------|
| <b>(資 産 の 部)</b>       |                | <b>(負 債 の 部)</b>          |                |
| <b>流 動 資 産</b>         | <b>550,896</b> | <b>流 動 負 債</b>            | <b>174,630</b> |
| 現 金 及 び 預 金            | 446,801        | 1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金 | 29,050         |
| 売 掛 金                  | 72,857         | 未 払 金                     | 60,697         |
| 仕 掛 品                  | 586            | 未 払 費 用                   | 1,468          |
| 前 渡 金                  | 2,318          | 未 払 法 人 税 等               | 16,873         |
| 前 払 費 用                | 14,631         | 未 払 消 費 税 等               | 26,245         |
| そ の 他                  | 14,636         | 前 受 金                     | 27,444         |
| 貸 倒 引 当 金              | △936           | 賞 与 引 当 金                 | 9,110          |
| <b>固 定 資 産</b>         | <b>160,281</b> | そ の 他                     | 3,741          |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>     | <b>8,049</b>   | <b>固 定 負 債</b>            | <b>70,000</b>  |
| 建 物 附 属 設 備            | 7,737          | 長 期 借 入 金                 | 70,000         |
| 減価償却累計額(建物附属設備)        | △2,425         | <b>負 債 合 計</b>            | <b>244,630</b> |
| 建 物 附 属 設 備 (純 額)      | 5,311          | <b>(純 資 産 の 部)</b>        |                |
| 器 具 及 び 備 品            | 12,836         | <b>株 主 資 本</b>            | <b>464,347</b> |
| 減価償却累計額(器具及び備品)        | △10,099        | <b>資 本 金</b>              | <b>474,300</b> |
| 器 具 及 び 備 品 (純 額)      | 2,737          | <b>資 本 剰 余 金</b>          | <b>48,395</b>  |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>     | <b>99,745</b>  | 資 本 準 備 金                 | 48,395         |
| ソ フ ト ウ エ ア            | 98,817         | <b>利 益 剰 余 金</b>          | <b>△58,347</b> |
| ソ フ ト ウ エ ア 仮 勘 定      | 927            | そ の 他 利 益 剰 余 金           | △58,347        |
| <b>投 資 そ の 他 の 資 産</b> | <b>52,486</b>  | 繰 越 利 益 剰 余 金             | △58,347        |
| 敷 金 及 び 保 証 金          | 13,642         | <b>新 株 予 約 権</b>          | <b>2,200</b>   |
| 繰 延 税 金 資 産            | 38,833         | <b>純 資 産 合 計</b>          | <b>466,547</b> |
| そ の 他                  | 10             | <b>負 債 純 資 産 合 計</b>      | <b>711,178</b> |
| <b>資 産 合 計</b>         | <b>711,178</b> |                           |                |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2020年3月1日から  
2021年2月28日まで)

(単位：千円)

| 科 目          | 金 額     |
|--------------|---------|
| 売上高          | 712,016 |
| 売上原価         | 96,560  |
| 売上総利益        | 615,455 |
| 販売費及び一般管理費   | 543,758 |
| 営業利益         | 71,697  |
| 営業外収益        |         |
| 受取利息         | 4       |
| 補助金収入        | 2,088   |
| その他          | 0       |
| 営業外費用        |         |
| 支払利息         | 1,161   |
| 上場関連費用       | 15,766  |
| その他          | 0       |
| 経常利益         | 56,861  |
| 税引前当期純利益     | 56,861  |
| 法人税、住民税及び事業税 | 11,797  |
| 法人税等調整額      | △38,592 |
| 当期純利益        | 83,657  |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

## 株主資本等変動計算書

(2020年3月1日から  
2021年2月28日まで)

(単位：千円)

(単位：千円)

|                              | 株 主 資 本 |           |              |                |              |         |
|------------------------------|---------|-----------|--------------|----------------|--------------|---------|
|                              | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 |              | 利 益 剰 余 金      |              | 株主資本合計  |
|                              |         | 資本準備金     | 資本剰余金<br>合 計 | そ の 他<br>利益剰余金 | 利益剰余金<br>合 計 |         |
|                              |         |           |              | 繰越利益<br>剰 余 金  |              |         |
| 当 期 首 残 高                    | 426,000 | 95        | 95           | △142,004       | △142,004     | 284,090 |
| 当 期 変 動 額                    |         |           |              |                |              |         |
| 新 株 の 発 行                    | 48,300  | 48,300    | 48,300       |                |              | 96,600  |
| 当 期 純 利 益                    |         |           |              | 83,657         | 83,657       | 83,657  |
| 株主資本以外<br>の項目の当期<br>変動額 (純額) |         |           |              |                |              |         |
| 当期変動額合計                      | 48,300  | 48,300    | 48,300       | 83,657         | 83,657       | 180,257 |
| 当 期 末 残 高                    | 474,300 | 48,395    | 48,395       | △58,347        | △58,347      | 464,347 |

|                             | 新株予約権 | 純資産合計   |
|-----------------------------|-------|---------|
| 当 期 首 残 高                   | 2,200 | 286,290 |
| 当 期 変 動 額                   |       |         |
| 新 株 の 発 行                   |       | 96,600  |
| 当 期 純 利 益                   |       | 83,657  |
| 株主資本以外<br>の項目の当期<br>変動額(純額) | －     | －       |
| 当期変動額合計                     | －     | 180,257 |
| 当 期 末 残 高                   | 2,200 | 466,547 |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (1) 資産の評価基準及び評価方法  
棚卸資産の評価基準及び評価方法

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）を採用しております。
- (2) 固定資産の減価償却の方法  
① 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。  
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。  
建物附属設備           8年～17年  
器具及び備品           4年～10年
- ② 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3年）に基づいております。
- (3) 繰延資産の処理方法  
株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。
- (4) 引当金の計上基準  
① 貸倒引当金

売上債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金

従業員の賞与金の支払に備えて、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。
- (5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項  
消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

2. 追加情報

新型コロナウイルス感染症の拡大に関する会計上の見積りについて  
新型コロナウイルス感染拡大による影響は未だ不透明な状況ではあるものの、現状では、当社の事業活動に与える影響は限定的であるとの仮定を置き、固定資産の減損会計及び繰延税金資産の回収可能性などの会計上の見積りなどを行っております。  
しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響は不確実性が高く、今後の状況次第では、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

3. 株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数  
普通株式 6,892,000株
- (2) 当事業年度の末日における新株予約権(権利行使期間の初日が到来していないものを除く。)の目的となる株式の種類及び数  
普通株式 600,000株

4. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生 の主な原因別の内訳

|             |    |            |
|-------------|----|------------|
| 繰延税金資産      |    |            |
| 税務上の繰越欠損金   |    | 243,309千円  |
| 一括償却資産      |    | 380千円      |
| 賞与引当金の法定福利費 |    | 435千円      |
| 資産除去債務      |    | 1,122千円    |
| 貸倒引当金       |    | 286千円      |
| 売掛金(貸倒損失)   |    | 279千円      |
| ソフトウェア償却    |    | 1,533千円    |
| 研究開発費       |    | 5,764千円    |
| 賞与引当金       |    | 2,789千円    |
| 未払事業税       |    | 1,928千円    |
| 繰延税金資産      | 小計 | 257,830千円  |
| 評価性引当額      |    | △218,996千円 |
| 繰延税金資産      | 合計 | 38,833千円   |

5. 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に関する事項
- ① 金融商品に対する取組方針
- 資金計画に基づき必要な資金は第三者割当による株式の発行や銀行借入により調達しております。また、資金運用に関しては短期的な預金などに限定し、デリバティブ取引は行っておりません。
- ② 金融商品の内容及びそのリスク
- 営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクにさらされております。
- 営業債務である未払金は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日となっております。
- 借入金は、主に運転目的の資金として調達しており、返済日は最長で決算日後5年10ヶ月であります。
- ③ 金融商品に係るリスク管理体制
- (ア)信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理
- 当社は、営業債権について、社内規程に従い、取引相手ごとに期日及び残高を管理することにより、財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。
- (イ)流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理
- 当社は、営業債務や借入金について、コーポレート本部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより、流動性リスクを管理しております。
- ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
- 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2021年2月28日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

|                                                       | 貸借対照表計上額  | 時 価       | 差 額   |
|-------------------------------------------------------|-----------|-----------|-------|
| (1) 現 金 及 び 預 金                                       | 446,801千円 | 446,801千円 | －千円   |
| (2) 売 掛 金                                             | 72,857    |           |       |
| 貸 倒 引 当 金 (*1)                                        | △936      |           |       |
|                                                       | 71,921    | 71,921    | －     |
| 資 産 計                                                 | 518,722   | 518,722   | －     |
| (3) 未 払 金                                             | 60,697    | 60,697    | －     |
| (4) 未 払 法 人 税 等                                       | 16,873    | 16,873    | －     |
| (5) 未 払 消 費 税 等                                       | 26,245    | 26,245    | －     |
| (6) 長 期 借 入 金<br>(1 年 内 返 済 予 定 の<br>長 期 借 入 金 を 含 む) | 99,050    | 100,820   | 1,770 |
| 負 債 計                                                 | 202,865   | 204,636   | 1,770 |

(\*1) 売掛金に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1)現金及び預金、(2)売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(3)未払金、(4)未払法人税等、(5)未払消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(6)長期借入金（１年内返済予定の長期借入金を含む）

変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため当該帳簿価額によっております。

固定金利によるものは、元利金の合計を当該借入金の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定する方法によっております。

6. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たりの純資産額

67円37銭
- (2) 1株当たりの当期純利益

12円31銭
- (注) 当社は、2020年10月31日付で普通株式1株につき30株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たりの当期純利益を算定しております。

7. 重要な後発事象に関する注記

第三者割当増資による募集株式の発行

当社は、2021年1月15日及び2021年1月29日開催の取締役会において、オーバーアロットメントによる当社株式の売出しに関連して、みずほ証券株式会社が当社株主である大淵亮平より借入れた当社普通株式の返還を目的として、同社を割当先とする第三者割当増資による募集株式の発行を下記のとおり決議し、2021年3月23日に払込みが完了しております。

募集株式の発行の概要は次のとおりであります。

① 募集株式の発行概要

|                |                |              |
|----------------|----------------|--------------|
| (ア) 募集株式の種類及び数 | 当社普通株式         | 104,700株     |
| (イ) 払込金額       | 1株につき          | 765円         |
| (ウ) 払込金額の総額    |                | 80,095,500円  |
| (エ) 割当価格       | 1株につき          | 966円         |
| (オ) 割当価格の総額    |                | 101,140,200円 |
| (カ) 増加する資本金及び  | 増加する資本金1株につき   | 483円         |
| 資本準備金に関する事項    | 増加する資本準備金1株につき | 483円         |
| (キ) 割当先及び割当株式数 | みずほ証券株式会社      | 104,700株     |
| (ク) 払込期日       | 2021年3月23日     |              |
| (ケ) 申込株数単位     |                | 100株         |

※上記のうち払込金額並びにその総額は、会社法第199条第1項第2号所定の払込金額とその総額であり、割当価格並びにその総額は、東京証券取引所マザーズの上場に伴う公募による募集株式発行並びに引受人の買取引受による売出しの引受価額と同額の価格とこれに基づく総額です。

② 手取金の使途

本第三者割当増資による手取概算額101,140千円については、公募による募集株式発行による手取概算額86,600千円と合わせた、手取概算額合計187,740千円について、2021年2月9日に公表した「有価証券届出書の訂正届出書」に記載のとおり、2022年2月期の機能開発投資に80,000千円、人材投資に60,000千円並びにマーケティング投資に47,740千円を充当する予定であります。

なお、上記調達資金につきましては、具体的な充当時期までは安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

計算書類に係る会計監査報告

|                                                                                                                                                                                                           |                |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 独立監査人の監査報告書                                                                                                                                                                                               |                |
| 2021年4月13日                                                                                                                                                                                                |                |
| 株式会社WACUL                                                                                                                                                                                                 |                |
| 取締役会 御中                                                                                                                                                                                                   |                |
| 有限責任監査法人トーマツ                                                                                                                                                                                              |                |
| 東京事務所                                                                                                                                                                                                     |                |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員                                                                                                                                                                                        | 公認会計士 芝田 雅也 ㊞  |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員                                                                                                                                                                                        | 公認会計士 斎藤 毅 文 ㊞ |
| 監査意見                                                                                                                                                                                                      |                |
| 当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社WACULの2020年3月1日から2021年2月28日までの第11期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。                                                       |                |
| 当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。                                                                                                     |                |
| 監査意見の根拠                                                                                                                                                                                                   |                |
| 当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。 |                |
| 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任                                                                                                                                                                                   |                |
| 経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。                                                                 |                |
| 計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。                                                                         |                |
| 監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。                                                                                                                                                        |                |

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |  |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| 計算書類等の監査における監査人の責任                                                                                                                                                                                                                                                                                              |  |
| 監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。                                                                                                            |  |
| 監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。                                                                                                                                                                                                                                |  |
| ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。                                                                                                                                                                                             |  |
| ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。                                                                                                                                                                                                            |  |
| ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。                                                                                                                                                                                                                                         |  |
| ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。 |  |
| ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。                                                                                                                                                                               |  |
| 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。                                                                                                                                                                                                           |  |
| 監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。                                                                                                                                                                                  |  |
| 利害関係                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |  |
| 会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。                                                                                                                                                                                                                                                                 |  |
| 以 上                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |  |

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

## 監査等委員会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、２０２０年３月１日から２０２１年２月２８日までの第１１期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### １．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査しました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年4月19日

株式会社WACUL 監査等委員会

常勤監査等委員 吉 村 貞 彦 ㊞

監 査 等 委 員 梅 本 大 祐 ㊞

監 査 等 委 員 井 出 彰 ㊞

(注) 監査等委員吉村貞彦、梅本大祐及び井出彰は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

**第1号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、当社の監査等委員会は、本議案で提案されている全ての取締役候補者について特段指摘すべき事項は無いとの結論に至っております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生 年 月 日)         | 略 歴、当社における地位及び担当<br>(重 要 な 兼 職 の 状 況)                                                                                                             | 所 有 す る<br>当 社 の 株 式 数 |
|------------|--------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
| 1          | 大 淵 亮 平<br>(1987年9月24日生) | 2010年4月 株式会社ボストン・コンサルティング・グループ 入社<br>2011年9月 当社 取締役<br>2017年12月 当社 代表取締役社長（現任）<br>(現在の地位・担当)<br>代表取締役社長<br>(重要な兼職の状況)<br>該当事項はありません。              | 1,021,200株             |
| 2          | 垣 内 勇 威<br>(1984年4月12日生) | 2007年4月 株式会社ビービット 入社<br>2013年11月 当社 入社<br>2014年10月 当社 取締役（現任）<br>(現在の地位・担当)<br>取締役 インキュベーション本部担当（本部長兼任）<br>(重要な兼職の状況)<br>該当事項はありません。              | 826,200株               |
| 3          | 竹 本 祐 也<br>(1985年8月13日生) | 2008年4月 ゴールドマン・サックス証券株式会社 入社<br>2013年7月 A.T.カーニー株式会社 入社<br>2018年7月 当社 取締役（現任）<br>(現在の地位・担当)<br>取締役 コーポレート本部担当（本部長兼任）<br>(重要な兼職の状況)<br>該当事項はありません。 | 231,000株               |

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生 年 月 日)         | 略 歴、当社における地位及び担当<br>(重 要 な 兼 職 の 状 況)                                                                                                                                                                                                                      | 所 有 す る<br>当 社 の 株 式 数 |
|-----------|--------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
| 4         | 井 口 善 文<br>(1976年11月7日生) | 1999年 4 月 ソニー株式会社（現 ソニーグループ株<br>式会社） 入社<br>2006年 1 月 株式会社リクルート 入社<br>2012年 4 月 株式会社経営共創基盤 入社<br>2015年11月 株式会社ウィルゲート 取締役<br>2019年 1 月 当社 取締役（現任）<br>2019年 1 月 LODESTAR合同会社 代表社員（現任）<br>(現在の地位・担当)<br>取締役 ビジネス本部担当（本部長兼任）<br>(重要な兼職の状況)<br>LODESTAR合同会社 代表社員 | —                      |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 大淵亮平氏は、当社の新規上場にもなうオーバーアロットメントによる売出しに関連して、みずほ証券株式会社との間で、自己の保有する当社株式のうち、普通株式104,700株を同社に対して貸付する旨の契約を締結しておりましたが、当該契約に基づき、2021年3月25日をもって、同社から当該普通株式104,700株の返還を受けております。上記の同氏の「所有する当社の株式数」には、当該返還された普通株式104,700株は含まれておりません。
3. 当社は、優秀な人材確保、職務執行の萎縮の防止のため、役員等賠償責任保険契約を締結しており、2022年2月に更新の予定です。その契約の内容の概要は、事業報告「4. 会社役員の状況 (3) 役員等賠償責任保険契約の概要」に記載のとおりであります。

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生 年 月 日)          | 略 歴、当社における地位及び担当<br>(重 要 な 兼 職 の 状 況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 所 有 す る<br>当 社 の 株 式 数 |
|------------|---------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
| 1          | 吉 村 貞 彦<br>(1947年10月18日生) | 1972年 4 月 株式会社第一勧業銀行（現 株式会社み<br>ずほ銀行） 入行<br>1973年10月 監査法人太田哲三事務所（現 EY新日本<br>有限責任監査法人） 入所<br>1978年 8 月 公認会計士 登録<br>2002年 8 月 新日本監査法人（現 EY新日本有限責任<br>監査法人） 常任理事<br>2004年 5 月 同法人 副理事長<br>2008年 8 月 同法人 シニア・アドバイザー<br>2009年 3 月 昭栄株式会社（現 ヒューリック株式会<br>社） 取締役<br>2010年 4 月 学校法人青山学院大学大学院 会計プ<br>ロフェッション研究科 特任教授<br>2010年 6 月 株式会社ジャフコ（現 ジャフコ グル<br>ープ株式会社） 監査役<br>2012年 1 月 PGMホールディングス株式会社 監査<br>役<br>2012年 6 月 株式会社ジャフコ（現 ジャフコ グル<br>ープ株式会社） 常勤監査役<br>2015年 4 月 学校法人青山学院大学大学院 会計プ<br>ロフェッション研究科 客員教授<br>2015年 6 月 株式会社ジャフコ（現 ジャフコ グル<br>ープ株式会社） 取締役（常勤監査等委<br>員）<br>2019年 6 月 株式会社ミンカブ・ジ・インフォノイド<br>取締役（監査等委員）（現任）<br>2019年11月 当社 社外取締役（常勤監査等委員）<br>（現任）<br>(重要な兼職の状況)<br>株式会社ミンカブ・ジ・インフォノイド 取締役（監<br>査等委員） | －                      |

| 候補者<br>番号 | ふ り が な<br>氏 名<br>(生 年 月 日)            | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重 要 な 兼 職 の 状 況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 所 有 す る<br>当 社 の 株 式 数 |
|-----------|----------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
| 2         | うめ ちと だい すけ<br>梅 本 大 祐<br>(1979年2月7日生) | 2002年4月 日本ヒューレット・パッカード株式会社<br>入社<br>2008年11月 最高裁判所司法研修所<br>2009年12月 弁護士 登録<br>2009年12月 ブレークモア法律事務所 入所（現任）<br>2010年8月 Speed Money Transfer Japan株式会<br>社 社外取締役<br>2011年10月 SEELS株式会社 社外取締役<br>2016年8月 株式会社CIN GROUP 監査役<br>2017年1月 総務省総合通信基盤局 出向<br>2019年5月 当社 社外取締役（監査等委員）<br>（現任）<br>2021年3月 コーニングジャパン株式会社 監査役<br>（現任）<br>2021年3月 コーニングインターナショナル株式会<br>社 監査役（現任）<br>（重要な兼職の状況）<br>ブレークモア法律事務所 弁護士<br>コーニングジャパン株式会社 監査役<br>コーニングインターナショナル株式会社 監査役 | —                      |

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

| 候補者<br>番 号 | ふ り が な<br>氏 名<br>(生 年 月 日) | 略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当<br>(重 要 な 兼 職 の 状 況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 所 有 す る<br>当 社 の 株 式 数 |
|------------|-----------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
| 3          | 井 出 彰<br>(1987年7月30日生)      | 2010年4月 あずさ監査法人（現 有限責任あずさ監査法人） 入所<br>2012年10月 公認会計士 登録<br>2013年8月 フロンティア・マネジメント株式会社 入社<br>2015年4月 株式会社うるる 入社（財務経理部長）<br>2018年8月 井出公認会計士事務所開所 代表（現任）<br>2018年10月 プレミアアンチエイジング株式会社 監査役（現任）<br>2019年11月 当社 社外取締役（監査等委員）（現任）<br>2019年12月 AIコーポレートアドバイザーズ株式会社設立 代表取締役（現任）<br>（重要な兼職の状況）<br>井出公認会計士事務所 代表<br>プレミアアンチエイジング株式会社 監査役<br>AIコーポレートアドバイザーズ株式会社 代表取締役 | —                      |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 吉村貞彦氏、梅本大祐氏、及び井出彰氏は、社外取締役候補者であります。
3. (1) 吉村貞彦氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要としては、公認会計士及び上場企業の監査役・監査等委員経験者であり、企業会計・企業統治・企業経営等に関する広汎な専門知識や監査法人における豊富な知見を有していることから、当社の経営全般に関する助言を行うことによりコーポレート・ガバナンスの強化・充実に寄与することを期待したためであります。
- (2) 梅本大祐氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要としては、現職の弁護士であり、企業法務・知的財産管理や企業経営に関する広汎な専門知識と豊富な知見を有していることから、当社の経営管理体制に関する助言を行うことによりコーポレート・ガバナンスの強化・充実に寄与することを期待したためであります。
- (3) 井出彰氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要としては、現職の公認会計士であり、企業会計・企業統治等に関する広汎な専門知識や監査法人における知見を有していることから、当社の経営管理体制に関する助言を行うことによりコーポレート・ガバナンスの強化・充実に寄与することを期待したためであります。

4. 吉村貞彦氏、梅本大祐氏、及び井出彰氏は、現在、当社の監査等委員でありますが、それぞれの監査等委員としての在任期間は、本総会終結の時をもって吉村貞彦氏及び井出彰氏が1年6ヶ月、梅本大祐氏が2年となります。
5. 当社は、吉村貞彦氏、梅本大祐氏、及び井出彰氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としており、吉村貞彦氏、梅本大祐氏、及び井出彰氏が再任された場合は、各氏との当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、吉村貞彦氏、梅本大祐氏、及び井出彰氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。吉村貞彦氏、梅本大祐氏、及び井出彰氏が再任された場合は、当社は引き続き各氏を独立役員とする予定であります。
7. 当社は、優秀な人材確保、職務執行の萎縮の防止のため、役員等賠償責任保険契約を締結しており、2022年2月に更新の予定です。その契約の内容の概要は、事業報告「4. 会社役員の状況（3）役員等賠償責任保険契約の概要」に記載のとおりであります。

以 上

招集ご通知

事業報告

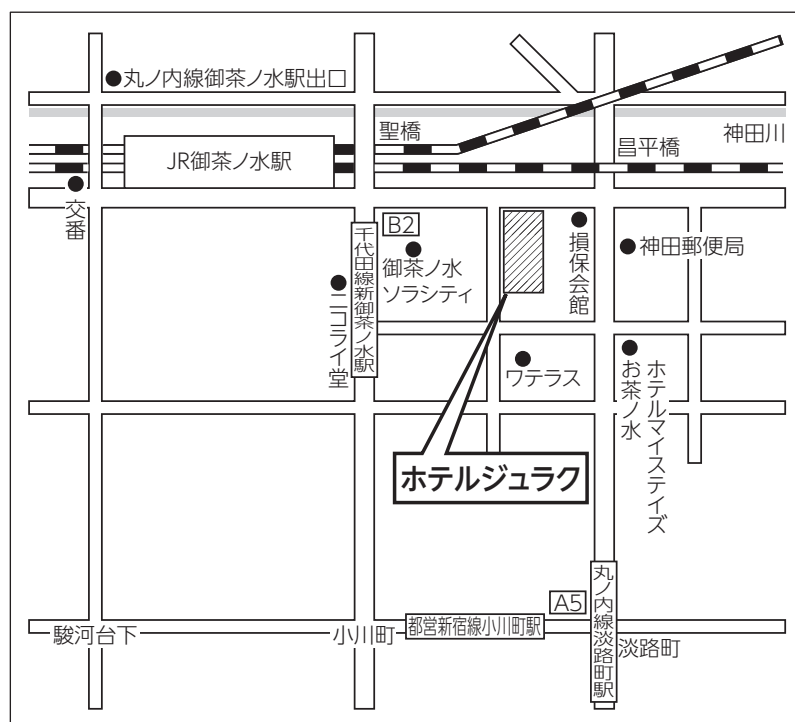
計算書類

監査報告

株主総会参考書類

## 株主総会会場ご案内図

会場：東京都千代田区神田淡路町二丁目9番地  
お茶の水 ホテルジュラク  
コンベンションホール「孔雀」



### [交通のご案内]

- J R 中央・総武線 御茶ノ水駅 聖橋口【徒歩5分】
- 東京メトロ千代田線 新御茶ノ水駅 B2 出口【徒歩5分】
- 東京メトロ丸ノ内線 淡路町駅 A5 出口【徒歩5分】
- 都営地下鉄新宿線 小川町駅 A5 出口【徒歩5分】

新型コロナウイルスによる感染拡大が続いております。株主総会へのご出席に際しましては、ご自身のご体調をご確認のうえ、感染防止にご配慮賜りますようお願い申し上げます。  
また、株主総会会場において、感染防止のための措置を講じる場合がございますので、ご協力賜りますようお願い申し上げます。  
何卒、ご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。